

広島県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十年三月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

整理 番号	道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三二九	県道飯田吉行 線	東広島市西条町西条一四一番 一地从から 東広島市西条町吉行一五二二 番一地从先まで	一三五・〇〇 〃三四・三〇	二七九・〇	